

# 熊本地域振興 I Cカードオートチャージサービス取扱規則

## 第1条(本規則の目的)

本規則は、株式会社肥後銀行（以下、「当行」といいます。）と利用契約を締結した、「熊本地域振興 I Cカード 取扱規則」に定める記名式熊本地域振興 I Cカード（以下、「記名式熊本 I Cカード」といいます。）の利用者に対して熊本地域振興 I Cカードオートチャージサービス（以下、「本サービス」といいます。）の内容及び適用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。

## 第2条(適用範囲)

1. 本サービスに係る取扱いは、本規則の定めるところによります。
2. クレジットカードの取扱い及び支払方法については、クレジットカード会社の規約の定めるところによります。
3. 本規則が改定された場合、以後のオートチャージサービスについての取扱いは、改訂された規約の定めるところによります。
4. 本規則及び本規則に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。
5. 本規則に定めのない事項については、法令及び「熊本地域振興 I Cカード取扱規則」又は「熊本地域振興 I Cカード電子マネー取扱規則」の定めるところによります。

## 第3条(用語の定義)

1. 本規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。
  - (1) 「オートチャージサービス」とは、熊本地域振興 I Cカード交通事業者における、バス及び電車の車載器で乗車・降車する際又は、熊本地域振興 I Cカード加盟店の電子マネー端末にて料金引去りする際に、オートチャージ設定情報が記載された熊本地域振興 I Cカード（以下、「熊本 I Cカード」といいます。）内の残額が一定金額以下であるときに、熊本 I Cカードに対して車載器又は、電子マネー端末で一定金額を自動的にチャージ（以下「オートチャージ」といいます。）した代金としてクレジットカードで決済するサービスをいいます。
  - (2) 「利用者」とは、当行とオートチャージサービスの利用契約を締結した記名式熊本 I Cカードの利用者をいいます。
  - (3) 「決済」とは、利用者がクレジットカードによりオートチャージの利用代金を支払うことをいいます。
  - (4) 「決済カード」とは、オートチャージの利用代金を支払うため、当行への決済手段として使用するために登録したクレジットカードをいいます。
  - (5) 「クレジット分離型熊本地域振興 I Cカード」（以下、「クレジット分離型熊本 I Cカード」といいます。）とは、オートチャージの設定情報が記録された記名式熊本 I Cカードをいいます。
  - (6) 「オートチャージ適用条件」とは、車載器又は電子マネー端末においてオートチャージ実行可否の

判定をする金額をいいます。

- (7) 「オートチャージ額」とは、車載器又は電子マネー端末においてオートチャージされる金額をいいます。
- (8) 「オートチャージサービス取扱事業者」とは、当行と熊本地域振興 I C カード電子マネー利用関係を定めた、交通事業者及び熊本地域振興 I C カード加盟店をいいます。

#### **第4条(利用契約)**

1. オートチャージサービスの利用契約は、利用希望者が、本規則及びこれに基づいて定められた規則を承認かつ同意し、当行が定めた手続きに基づいて当行指定のクレジットカード会社（以下「指定クレジットカード会社」といいます。）への登録希望の申込みを当行に対して行い、登録希望のあったクレジットカードを発行するクレジットカード会社が承認し、当行において設定情報追加の手続きを完了したときに、当行と利用者の間において成立します。
2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当行は利用希望者の登録を承認しません。
  - (1) お申込のクレジットカードが別の熊本 I C カードオートチャージに登録されている場合。
  - (2) 申込方法に誤り又は申込書の記載内容に不備があった場合。
  - (3) 登録希望の熊本 I C カードが無記名式熊本地域振興 I C カード又は小児用熊本地域振興 I C カードである場合。
  - (4) 登録希望のクレジットカードが当行指定のクレジットカードではない場合。
  - (5) 登録希望のクレジットカードを発行するクレジットカード会社が、承認しなかった場合。
  - (6) 登録希望の熊本 I C カードが第 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号により、オートチャージサービスが中止されたものである場合。
  - (7) 利用希望者が暴力団及びそれに準ずる団体等反社会的勢力であることが判明した場合。
  - (8) その他当行が利用希望者を利用者とすることを不適当と判断した場合。
3. 利用希望者が申込みのために指定クレジットカード会社へ提出した書類は指定クレジットカード会社の規定等に基づき取り扱うものとします。なお、本条に基づく利用希望者の不利益に対し、当行はその責めを負いません。
4. 前各項の他、クレジットカードの取扱いについては、各カード会社の規約等に準ずるものとします。

#### **第5条(登録)**

1. 当行が定めた手続きに基づいて、当行へオートチャージの申込を行い、クレジットカードを発行するクレジットカード会社から承認され、申込みのあった熊本 I C カードについて当行が有効であると判定し、オートチャージ申込完了の通知書を受領した利用希望者は、交通事業者窓口で当該通知書及び当該熊本 I C カード及び登録希望のクレジットカードを呈示して、当該熊本 I C カードへ設定情報追加を行わなければなりません。
2. 設定情報追加を行った記名式熊本 I C カードは、前項に定める設定情報追加の手続き完了後に、クレジット分離型熊本 I C カードとして取扱います。

3. 第1項において、指定された期限内に設定情報追加を行わなかった場合は、登録希望の申込みを無効として取り消すものとします。

#### 第6条(個人情報の取扱い)

1. 利用希望者がオートチャージサービス利用契約を申し込むときに申込書に記載した、氏名、生年月日、性別、記名式熊本ICカード乗車券又は熊本ICカード定期券に登録する電話番号、オートチャージ申込みにかかわる通知・案内書送付先住所、連絡先電話番号、熊本ICカード番号、決済カード番号・有効期限等(以下「オートチャージサービス利用者個人情報」という。)の取扱いは、次の各号のとおりとします。

(1) 取得したオートチャージサービス利用者個人情報は、当行の定める個人情報の保護に関する基本方針に基づき、当行が管理します。

- (2) 当行は、取得したオートチャージサービス利用者個人情報を、次の目的で利用します。

- ア. オートチャージサービス利用者及び利用希望者の本人確認。
- イ. オートチャージサービスにかかわる利用代金の決済。
- ウ. 当行からオートチャージサービス利用者へのオートチャージにかかわる通知・案内の送付。
- エ. 当行からオートチャージサービス利用者及び利用希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認。

#### 第7条(オートチャージサービス)

1. クレジット分離型熊本ICカードは、次の各号の条件をすべて満たすときには、オートチャージサービス取扱事業者におけるバス及び電車の車載器で乗車・降車する際、又は電子マネー端末にて料金引去りの際に、オートチャージすることができます。

(1) クレジット分離型熊本ICカードのカード残額が利用者の設定したオートチャージ適用条件以下であるとき。(発行当初のオートチャージ適用条件は1,000円)

(2) 当該オートチャージ実施後の1日のオートチャージ累計額が20,000円以下、かつ1カ月のオートチャージ累計額が50,000円以下であるとき。

2. オートチャージする金額は、利用者が設定したオートチャージ額とし、この金額はオートチャージサービスに係る利用代金として決済カードから収受する。(発行当初のオートチャージする金額は3,000円)

3. 利用者は、クレジット分離型熊本ICカードのオートチャージ適用条件及びオートチャージ額を、交通事業者に申し出て、変更することができます。この場合、利用者が別に定める申込書を提出し、当該熊本ICカード及び決済カードの提示により、変更の取扱いを行います。

4. 前各項にかかわらず、当行、クレジットカード会社及びオートチャージサービス取扱事業者の都合により、オートチャージを利用できないことがあります。

5. 実行したオートチャージを取り消すことはできません。

## 第8条(中止)

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、利用者のオートチャージサービスは中止となります。
  - (1) 利用者が交通事業者窓口申し出て、別に定める中止に関する申込書を提出し、かつ、クレジット分離型熊本ICカードとその記名人本人であることを確認できる公的証明書等を呈示して、オートチャージサービスの中止を申請し、手続きが完了した場合。
  - (2) 利用者のクレジット分離型熊本ICカードが失効した若しくは無効であったこと又は払い戻されたことが判明した場合。
  - (3) 決済カードが無効または解約となったことが判明した場合。
  - (4) 利用者登録後に、利用者の申込みが利用者登録を承認しない事項に該当することが判明した場合。
2. オートチャージ機能中止後の、熊本ICカードは、記名式熊本ICカードとして取扱います。

## 第9条(制限又は停止)

1. 当行は以下の場合、オートチャージサービスの取扱いを制限又は停止をすることがあります。
  - (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により、オートチャージサービスの取扱いが困難であると当行が認めた場合。
  - (2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により、当行がオートチャージサービスの取扱いの中止を必要と判断した場合。
2. 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当行はその責めを負いません。

## 第10条(免責事項)

1. 次の各号の場合に、クレジット分離型熊本ICカードが使用されたことにより発生する利用者の損害については、当行はその責めを負いません。
  - (1) クレジット分離型熊本ICカードを紛失した利用者が当該カードの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合。
  - (2) 紛失したクレジット分離型熊本ICカードの再発行登録日におけるオートチャージの利用や払いもどし、カード残額の使用があった場合。
2. その他本規則に基づく取扱いに関して生じる利用者の損害及び不利益については、当行の故意又は過失による場合を除き、当行はその責めを負いません。

### 附則1

1. この規則は、平成27年4月1日から適用します
2. 運営会社を株式会社肥銀コンピュータサービスから肥銀カード株式会社へ変更

### 附則2

1. この規則は、2024年7月1日から適用します
2. 運営会社を肥銀カード株式会社から株式会社肥後銀行へ変更